

植物防疫所

『植物防疫情報』

No.16

<http://www.maff.go.jp/pps/>

発行所：農林水産省門司植物防疫所
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
門司港湾合同庁舎内
TEL 093-321-2601
ISSN 2186-1625

平成27年2月17日現在

植物検疫に関する各種情報を掲載しています。

また、ホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する詳細な情報を提供しています。

【法令改正関係情報】

- 「輸入種苗検疫要綱」が一部改正されました（平成27年2月1日）
- プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令及び告示が改正されました（平成26年12月28日施行）

【植物検疫関係情報】

- 【輸出】「輸出入条件検索詳細情報」の輸出検疫早見表、検疫条件一覧表（貨物、携帯品及び郵便）のうち、ベトナム（コメ（精米））の条件を更新しました（平成27年2月9日）
- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました（平成27年1月29日）
- 【輸出】中国向け精米工場指定一覧を更新しました（平成27年1月19日）
- 【輸出】「輸出入条件検索詳細情報」の検疫条件一覧表（貨物、携帯品及び郵便）のうち、オーストラリアの条件を更新しました（平成27年1月14日）
- 【輸出】「輸出入条件検索詳細情報」の輸出検疫早見表、検疫条件一覧表（貨物、携帯品及び郵便）のうち、マレーシア及びニュージーランドの条件を更新しました（平成27年1月5日）
- 【輸出】「輸出入条件検索詳細情報」の輸出条件早見表、検疫条件一覧表のうち、米国（本土（貨物のみ：うんしゅうみかん））及びメキシコ（緑茶（製茶））の条件を変更しました（平成26年12月22日）
- 【輸出】輸出関連情報の二国間協議により検疫条件が定められている品目に「米国向けうんしゅうみかん生果実」を掲載しました（平成26年12月22日）
- 【輸出】「輸出入条件検索詳細情報」の検疫条件一覧表（貨物、携帯品及び郵便）のうち、オーストラリアの条件を更新しました（平成26年12月22日）
- 【輸出】オーストラリア向けブドウの輸出解禁について（平成26年12月22日）
- 【輸出】マレーシアの植物検疫条件変更に関する情報について（平成26年12月18日）
- 情報誌「植物防疫所病害虫情報No.104」を掲載しました（平成26年12月4日）

目次

* 表紙：法令改正、植物検疫関係情報（植物防疫所ホームページ掲載情報）— 平成27年2月17日現在—

* 特集記事：使ってみよう 植物防疫所ホームページ	1～2
* 輸入検査で発見される検疫有害動植物 — <i>Craspedothrips minor</i> —	3
* 盆栽・苗木の輸出検疫について	4
* 各地の植物検疫情報	
・川崎東郵便局における輸入植物検査状況	5
・ウメ輪紋ウイルスの緊急防除区域の追加指定（愛知県犬山市）	5
・EU加盟国向けカンキツ生果実の初輸出 — 徳島県 —	6
・「九州農政局管内病害虫同定診断技術研修」の開催	6
・沖縄でミバエの国際会議開催される	7
* ニンジン種子などの輸入を計画されている方へ （2月1日から新たな検疫条件が追加されました！！）	7

使ってみよう 植物防疫所ホームページ

植物検疫制度を「わかりにくい」と感じていませんか？植物の輸出入にも検疫制度があり、複雑に思われるかもしれません。

植物防疫所のホームページでは、植物検疫制度に関する各種情報を提供しており、植物検疫にあまり馴染みのない方でも、知りたい情報を簡単に調べることができます。

ここでは、使用される方の目的別に、使いこなすと便利なコンテンツをご紹介します。



昆虫や微生物の輸入をしたい方

生きた昆虫や微生物を輸入する際、その種によって植物防疫法で輸入が禁止されているもの、又は規制がないものに分かります。「生きた昆虫・微生物などの規制に関するデータベース」では、輸入したい昆虫・微生物が規制の対象となっていないかを検索できます。

昆虫・微生物などの輸入を計画されている場合は、こちらのデータベースでご確認ください。なお、お探しの種が表示されない場合は、最寄りの植物防疫所までお問い合わせ下さい。

また、植物防疫法以外の規制を受ける場合もありますので、ご注意ください。

植物の輸出入を計画されている方

植物を輸出入する際、植物の種類と相手国の組合せによって、輸出入を禁止されているもの、栽培地での検査が必要なもの、輸出入時の検査が必要なもの、検査が不要なものなど植物検疫上の取り扱いが異なります。こちらでは、輸出入したい植物についてどのような取扱いになるかを調べることができます。

●海外旅行のおみやげなどで植物の輸出入をする場合

海外旅行する際、おみやげとして果物を持って帰りたい、又は旅行先に持って行きたいと考えたことはありませんか？

ここでは、海外旅行される方向けに、代表的な相手国及び植物の種類について輸出入が禁止されているもの、栽培地での検査が必要なもの、輸出入時の検査が必要なもの、検査が不要なもの、輸出前にあらかじめ相手国側の輸入許可証が必要なものなど、輸出入時の規制の有無がわかる「旅行者用簡易検索情報」を提供しています。海外旅行に行かれる前に、ぜひ一度ご覧ください。

●さらに詳しい輸出入条件を知りたい場合

「旅行者用簡易検索情報」に掲載されていない国や植物の輸出入条件を知りたい場合は、「輸出入条件詳細情報」で調べることができます。

輸入については「輸入条件に関するデータベース」、輸出については、輸出時の輸送方法ごとに一覧表にまとめた「輸出条件早見表」で調べることができます。

「輸入条件に関するデータベース」の便利な使い方として、「輸入元国」又は「輸入植物」いずれかのみで検索することができ、例えば「輸入植物」のみで検索した場合は、その品目について輸入規制がある輸入元国、通常検査を受ければ輸入できる輸入元国などがそれぞれ表示されます。植物の輸入を検討される際に便利な機能ですので、試してみてください。

植物の輸出入検査の動向を知りたい方

こちらの「植物検疫統計」では、植物防疫所が行っている輸出入検査などの実績を調べることができます。

植物検疫統計には、期間・生産国・品目・検査担当防疫所・港などの条件を指定して輸出入検査実績を検索できるようにした「統計情報」と、1年分の実績（確定値）を集計し、定型の統計表の様式で閲覧できるようにした「統計レポート」の2種類があり、それぞれダウンロードすることも可能です。

ただし、輸入検査の2週間後には検査実績が「統計情報」に反映されますが、「統計情報」は「統計レポート」が作成されるまでの速報値であり、値が変更になる可能性がありますのでご了承ください。

●植物防疫所からの電子申請に関するお知らせ●

植物防疫所電子申請システムでは、海上コンテナ積替届や消毒・廃棄計画書の提出など、植物検疫業務に関する申請をオンラインで受け付けています。

平成27年3月下旬から、これらの申請手続きのうち利用実績の少ない9つの手続きについて電子手続きを停止し、また、航空コンテナの積替届の入力項目を修正します。詳細はホームページのお知らせをご覧ください。

(<http://www.maff.go.jp/pps/j/information/index.html>)

輸入検査で発見される検疫有害動植物

— *Craspedothrips minor* —

植物の輸入検査で発見される病害虫は、その種によって、検査不合格となり検疫措置（輸入禁止、消毒など）が必要となる「検疫有害動植物」、規制のない「非検疫有害動植物」に分かれ、取扱いが異なります。

平成23年3月に輸入植物検疫制度の見直しに伴って関係規則が改正され、検疫有害動植物・非検疫有害動植物がリスト化されました。その後も継続的にさまざまな病害虫の被害の程度や侵入・定着の可能性などのリスクの調査を行い、この病害虫リストへの追加が行われています。

今回は、検疫有害動物であるアザミウマ科の *Craspedothrips minor* を紹介します。

● 分布

この種は、東南アジア、台湾、インド、オーストラリアに分布しており、日本での発生は確認されていません。

● 寄主植物

トウゴマ、サツマイモ属、ヤハズカズラ属などの植物に寄生することが知られています。

● 輸入検査での発見状況

料理の食材としてタイから輸入されるマメ科の

アカシアやタガヤサン、同国産アスパラガス等から発見されています。

● 形態

輸入検査で発見されるのは、ほとんどが雌成虫です。体長は0.9～1.1mm、体色は暗褐色。触角は8節ですが、雄の触角は第4～6節がその他の節に比べて著しく長く、多数の長い刺毛があります。腹部の各節の後縁には板状の突起（矢印）があり、これは輸入検疫で頻繁に発見される *Thrips* 属や *Frankliniella* 属にはありません。アザミウマ類の多くは体長が1～2mmの小さな昆虫なので、正確な同定にはプレパラート標本を作製し、倍率の高い顕微鏡を使って観察する必要があります。

● 被害・生態

この種を含むアザミウマ科は植物の組織内に卵を産みます。その後ふ化した幼虫及び成虫が寄主植物の葉や花を加害し、葉や花の変色や変形の原因となることがあります。

また、アザミウマ科の一部の種はウイルス病などを媒介することが知られていますが、この種については今のところ、そのような報告はありません。



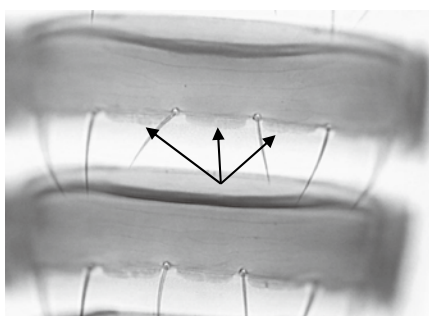
雌成虫



雄の触角



アカシア



腹部腹板の板状突起



タガヤサン

盆栽・苗木類の輸出検疫について

盆栽・苗木類の輸出検査は、近年のアジア、ヨーロッパなどにおける盆栽ブームにより、増加傾向にあります。外国へ盆栽・苗木類を輸出する場合は輸入国の検疫条件を満たしている必要があります。検疫条件は以下のとおりさまざまです。

盆栽・苗木類の検疫条件

植物の種類や相手国の要求により異なりますが、大別して①日本で検査を受けて植物検疫証明書を添付すれば輸出できる国（シンガポール、タイ、台湾など）、②事前に相手国の輸入許可証（Import Permit）を取得する必要がある国（ベトナム、香港、マレーシアなど）、③栽培地における検査など特別な条件を満たしたもののみ輸出できる国（EU加盟国など）、④輸入を禁止している国（オーストラリアなど）に分けられます。なお、盆栽・苗木類に付着する土壌については、ほとんどの国が輸入を禁止しているため、輸出前に土壌の除去あるいは土壌を消毒するなど相手国の要求を満たした状態で輸出する必要があります。

EU加盟国向け盆栽・苗木類の栽培地検査

EU加盟国に輸出する場合、盆栽・苗木類の栽培期間中に特定の病害虫の寄生がないかどうか一定

の期間、栽培地で検査が必要です。また、ゴヨウマツ、ジャクシン属、ヒノキ属などの盆栽を輸出する場合は、少なくとも2年間は植物防疫所により登録された場所で栽培管理されること、その間、高さ50cm以上の棚に置かれた鉢で栽培すること、年間6回の公的検査の実施、栽培土壌の消毒確認などの栽培地検査が必要とされています。さらに、ゴマダラカミキリ属の一種の寄主植物であるカエデ属などの植物では、ゴマダラカミキリ属が寄生するのを防ぐため、網室や温室で栽培することが要求されています。

過去に栽培地検査の条件を満たしていないものや輸出検査を受けていないものが輸出先国で不合格となり返送された事例や輸入検査でカミキリムシなどの病害虫が発見され不合格となった事例があります。

盆栽・苗木類の輸出条件は複雑なことから、条件が不明瞭な場合は最寄りの植物防疫所へご遠慮なく問い合わせ願います。盆栽・苗木類の輸出が円滑に行えるよう、引き続き関係者の皆様のご理解とご協力を得ながら検査を実施していきたいと考えております。



栽培地検査風景



大型盆栽の検査風景



川崎東郵便局における輸入植物検査状況

外国からの国際郵便物に植物が含まれている場合には、国際郵便局で輸入植物検査を実施しています。

平成26年上半年期の検査実績は、全国で約5万件で、そのうち川崎東郵便局での検査は約3割でした。

川崎東郵便局に郵便物で輸入される植物としては、種子や苗など精密な検査を必要とするものや、生果実などが多くなっています。これは、インターネットの普及により、簡単に海外の通信販売サイトから商品を注文できるようになったためと思われます。このため植物防疫所は、必要な検査機器類の整備を行うとともに、平成26年8月からは、国際郵便局で初めて動植物探知犬を導入されるなど、海外から郵便物で輸入される農畜産物の検査態勢の充実に努めています。一方、平成26年12月から荷物を冷蔵管理のまま輸入できる新たな郵便サービスが開始され、今後生果実などの輸入が増加することも考えられます。生果実は仕出国によっては輸入禁

止品に該当する場合があります。このため、外国から植物類を輸入される際には、最寄りの植物防疫所に輸入条件をお問い合わせいただくか、植物防疫所ホームページでご確認くださいようお願いいたします。

また、万が一検査を受けていないと思われる郵便物を受け取った場合は、直ちに植物防疫所へご連絡ください。

(横浜植物防疫所種苗担当)



郵便物（オランダ産栽培用種子）の検査

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除区域の追加指定（愛知県犬山市）

平成26年6月下旬、犬山市内のウメ1本からウメ輪紋ウイルス（プラムボックスウイルス（PPV））を確認したので、7月から県や生産者等の協力の下、感染植物特定調査（感染樹から1km圏内の調査）を行いました。

調査は、犬山市及び周辺2町364地点、2,420本（ウメ487本、モモ1,900本、その他33本）を対象にした結果、17地点38本のウメにPPV感染を確認しました。

これを受けて、PPVを根絶するために犬山市の一部を緊急防除区域に指定しました。

今後、改正された省令・告示に従い、平成33年までの間、この病気の根絶に向けた防除活動が実施されます。

防除期間中は、ウメ、モモなどの苗、植木、盆栽、切り枝を防除区域外へ持ち出すことは原則禁止されます。また、防除区域外からのこれらの植物を持ち込むことは感染植物を増やす可能性がありますので行わないようご協力をお願いします。

なお、果実による感染はないため、果実の持

ち出しや持ち込みは制限されません。

また、感染している樹の果実を食べても問題はありません。

(名古屋植物防疫所国内検疫担当)



広報用に作成されたPPV移動制限制度周知チラシ



EU加盟国向けカンキツ生果実の初輸出―徳島県―

日本産カンキツ生果実をEU加盟国向けに輸出するためには、カンキツかいよう病及びミカンバエが生産地域に発生していないことを栽培期間中及び輸出時の検査で確認する必要があります。このため、生産園地及び選果こん包施設を予め植物防疫所に登録し、収穫された果実に対する表面殺菌、果柄及び葉の除去、輸出こん包への原産地（国及び生産都道府県）表示といった検疫条件を満たさなければなりません。

平成26年2月、徳島県那賀町及び上勝町のカンキツ園地などから徳島県で初めてEU加盟国向けカンキツ生果実を輸出するため生産園地及び選果梱包施設の登録、栽培地検査申請がありました。これを受け5月から10月まで、ミカンバエ及びカンキツかいよう病を対象としたトラップ調査及び栽培地検査を行った結果、すべての園地が合格となりました。一方、県やJAが中心となって残留農薬基準をクリアするため生育後期には農薬を控えるなどの輸出に向けての対策が行われました。

10月14日、輸出検査で合格したユズ生果実8

箱、12kgが、フランスで開催されるパリ国際食品見本市（SIAL）2014に出展のため輸出されました。この見本市で好評を得たこと



輸出検査風景

を受け、引き続き商用貨物として昨年12月末までにユズ生果実5件、321kgが、オランダ、イタリア向けを含め4か国へ輸出されました。

同県ではユズ生果実のほかウンシュウミカン生果実の輸出にも積極的に取り組んでおり、今後カンキツ輸出量の増大が見込まれることから、当所も円滑な輸出検疫が実施できるよう関係者への情報提供など十分に連携をとりながら、取り組んでいきたいと思ひます。

（神戸植物防疫所 小松島出張所）

「九州農政局管内病害虫同定診断技術研修」の開催

都道府県及び国が実施する発生予察などの各種防除に関する事業については、病害虫の生態、同定及び防除などに関する専門的な知識と技術が必要です。

このため、農政局及び植物防疫所では、都道府県の防除所職員等に対する病害虫の同定診断技術などの向上を図ることを目的とした研修を実施しています。

このたび、門司植物防疫所で九州農政局主催の「九州農政局管内病害虫同定診断技術研修」を平成26年12月2日～4日に開催しました。

今回の研修の内容は、企画段階から事前に管内各県の担当者から募集した要望の中から、①顕微鏡の取扱方法、②植物病原糸状菌の単離培養法、③ダニ類の標本作製・同定、④侵入を警戒するミバエ類の同定、⑤チョウ目幼虫の識別、及び⑥侵入を警戒するゾウムシ類の同定について実習を中心に実施しました。

研修に対して参加者からは、「県の要望に沿った内容で満足できる内容であった。」「実習を中

心とした研修なので効果的と感じる」といった意見が寄せられました。

門司植物防疫所としても、研修の企画段階から県の担当者との意見交換が出来ることから、これまで以上に関係者間の意思の疎通が良好となり、円滑な植物防疫業務の推進に寄与できるものと考えており、今後とも継続的に協力していくこととしています。

（門司植物防疫所）



病害虫同定診断技術研修の様子



沖縄でミバエの国際会議開催される

平成26年12月1日～5日に沖縄科学技術大学院大学（恩納村）において国際植物防疫条約（IPPC）事務局主催、我が国のホストによりミカンコミバエ種群植物検疫処理専門家会議が開催されました。

本会議は、ミカンコミバエ種群に対する検疫処理基準策定やその運用の国際的な調和を目的とし、日本、オーストラリア、米国、南アフリカ、韓国、タイ、メキシコ、ベトナム、インドネシア、モザンビークの10カ国から15名の専門家及びIPPC事務局担当官などが参加しました。専門家らは、各国が使用している蒸熱処理や低温処理などの検疫処理基準やその課題、今後の国際基準策定及び加盟国間の協力について活発に議論しました。

具体的には、①国際基準策定における専門家による国際的な調和や技術的検討の必要性、②ミカンコミバエ種群の分類の現状、③各国における検疫処理基準についての研究成果、④試験

処理と商業処理との実施条件の相違、⑤複数の病害虫や品目に利用可能な包括的処理について、発表及び議論が行われました。

この会議の成果として、各国が認めている検疫処理基準のリストを今後充実させていくこと、各国/地域の処理基準の関連情報について報告書を取りまとめることなどが決定されました。

（那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当）



ミバエ国際会議に参加した関係者

お知らせ

ニンジン種子などの輸入を計画されている方へ （2月1日から新たな検疫条件が追加されました！！）

平成27年2月1日から、ニンジン種子等を日本へ輸入する場合、新たな検疫条件をみたます必要があります。

これは、ニンジンなどの病害細菌 *Candidatus Liberibacter solanacearum*（以下「Lso」と省略します。）が、新たにニンジンで種子伝染することが判明したため、輸入の際には輸出国での熱処理を実施した旨又は遺伝子検査を行った結果、Lsoが対象植物に付着していない旨の追記がある植物検疫証明書が必要になります。なお、植物検疫証明書に追記がない場合は、日本で輸入時に熱処理又は遺伝子検査が必要です。

Lsoには寄生する植物が異なる系統（レース）が知られていますが、今回規制の対象となるのはニンジンやセロリに寄生するLsoのレースの発生が知られているフィンランド、フランス、ノルウェー、スペイン（カナリア諸島を含む）、スウェーデン、モロッコで生産されたニンジンの種子、ニンジンの苗及びセロリの苗です。

また現在、日本からのニンジン種子などの輸出に際して、規制を行っている国もあります。

ニンジン種子などの輸出入を計画される場合は、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。